■谷種体育施設 ■谷種体育施設	 ▼協議第40号 教育関係事業の取扱い ◇次のとおり取り扱うものとして承認されました。 ●各種大会等 富合町で開催の町内駅伝大会や町民体育祭などは、合併特例区の事業として承認さた。 ●各種大会等 第合町で開催の町内駅伝大会や町民体育祭などは、合併特例区の事業として承認さん。 	 富合町の上水道整備 計画的に整備を進めます 小のとおり取り扱うものとして承認されました。 地区営水道(簡易水道)については、合併までに未整備(給水)地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぎます。なお、合併直後の水道料金を新市に引き継ぎます。 上水道事業 合併後速やかに富合町の現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進めます。 主水道事業 合併後速やかに富合町の現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進めます。
■学校施設一般群放管理業務	 送貸出などについては、熊本市の制度に します。 す化協会 文化協会 文化協会 支化協会 支化協会 します。 	
■ ■ ○ 協 教 地町れ次 議 間	x 次	を ■ は た ■ を 先 日 た 運 通 単 正 合 P 、 だ 合 P 行 行 を だ 合 、 二 、 一 運 動

「動施設予約・案内システム 運動場 武道場 1 1 2 0 0 円 7 0 0 円 IIIII IIIII

います。 併時に熊本市の制度に統合します。 予約(通常より1か月前に予約開始) 富合地域の運動施設に限り、5年間 富合地域の住民は予約受付開始

併後、5年間は現状どおりとします。 TA連合会他公共団体 「熊本市の団体との統合について

随時調整を図っていきます。 - A連合会他公共団体への補助金

助金は廃止します。 併後、5年間は現状どおりとします。 し、熊本市の団体との統合した年度

へ数学級



度から富合小学校(3・4年生)に一本市のみの事業であり、合併年度の 員を配置します。

職第42 号 その他の事業の取扱い (その2)

- ました。 のとおり取り扱うものとして承認さ
- 内自治会活動支援事業
- 域コミュニティセンター運営・建設

統合します。 内自治会制度に移行後、熊本市の制度に ■行政広報施設補助金 熊本市のみの事業であり、富合町が町

富合町が町内自治会制度に移行するま

します。 施設補助については、新市において検討 内自治会制度移行後の富合町マイク放送 では、現行どおりとします。ただし、町



■土地改良事業等補助金 扱い (その3)

解してほしい」との意見があり、継続審 までの経緯があり、補助継続について理 の負担につながる。富合町として、これ 成26年度以降の補助廃止について、農家 議となりました。 継続するものとして提案しましたが、「平 富合町の運営費補助は、平成25年度まで 熊本市の制度に統合します。ただし、

4

・協議第37号 都市計画の取扱い の 1 Ę

■都市計画区域

■ 都市計画区域区分

審議となりました。) りました。(第7回協議会においても継続 ねたい」との意見があり、継続審議とな にも市街化調整区域ができる。この件に 引き継ぐものとして提案しましたが、「能 現行(宇土都市計画区域)どおり新市に 本市が政令指定都市になれば、富合地域 た説明ができるまで、もう少し協議を重 ついては住民の関心も高く、はっきりし 富合町の都市計画区域等については、